

【委員会名】研修委員会

【タイトル】税を考える週間・講演会

【日時】平成19年11月12日(月) PM4:00~5:30

【場所】亀戸天神社・参集殿

【演題】タックス・アラカルト

【講師】江東東税務署長 長岡 秀博氏

【内容】

会員150名が参加して開催された。

長岡署長は、パワーポイントソフトで作成した資料をスクリーンに投射しながら、演題の一部である「アラカルト」の意味（ホテル、料理店等で客の好みに応じて用意する料理、一品料理の意）について解説。講演の内容を料理にたとえ、食前酒として「税を考える週間」の変遷について話された後、メイン料理として税務調査について次のように話された。

税務調査は、裁判所から令状をとっての強制調査と任意調査があり、強制調査のもととなる法律は「国税犯則取締法」であり、それに対して任意調査は各税法に規定された質問検査権によって調査がなされるというものである。

脱税についての情報収集は新聞、週刊誌、投書、通報によるところが多く、特に投書、通報は愛人、リストラされた社員から寄せられる。

この通報については、昭和21年に「第三者通報制度」として導入されたことがあり、通報によって脱税が発覚すれば徴収された税額の1割もしくは10万円の上限額を通報者に報奨金として支払われるというものである。

そのため、この通報制度を職業化する人も出始めたが、導入当初から懸念されていた私的な恨みによる通報や中傷による通報が相当多かったため、昭和26年に廃止された。

また、脱税資産の隠し場所は、事務所内のキャビネットの後ろの隠し部屋に隠していたり、洗面所の鏡の裏側の壁等々様々な所に隠している。

長岡署長は最後に、大口脱税の税務調査は、悪質な納税者に対する刑事責任を追及して「一罰百戒」効果を通じて、納税道義の高揚を図ることにより、申告納税制度の維持と健全なる発展の趣旨から実施しているものであると結んだ。



講師の 長岡 江東東税務署長



パワーポイントを使用しての 親しみ易い講演